香川高等専門学校産業技術振興会会費に関する細則

(目的)

第１条　この細則は，香川高等専門学校産業技術振興会の会費に関し，必要な事項を定める。

(会費の額)

1. 会費は年会費とし，次の各号のとおりとする。

(1)　法人会員　３万円

(2)　個人会員　１万円

(3)　特別会員　免除する。

(納入時期等)

1. 前条に定める会費の納入は，入会時及び毎年度（入会年度を除く。）９月末日までに

納入するものとする。

２　納入された会費は，原則として返還しない。

附　則

この細則は，平成２１年８月２８日から施行する。

附　則

この細則は，平成２１年１０月１日から施行する。